

●●● くわのみの理念 ●●●

1. 心の通いあう支援を心の通いあう仲間が提供します。
2. 地域で住み慣れた生活をするための福祉拠点の役割を果たします。

◆◆◆くわのみの基本方針◆◆◆

1. 誰に対してもいつも笑顔で敬意を持って接します。
2. 利用者のひとりひとりの自立した暮らしを支えます。
3. 利用者や家族に納得していただけるサービスを提供します。
4. 情報公開を積極的に行い、透明性のある運営を行います。
5. 効果・効率を考えた運営をし、経営の安定に勤めます。

私たちは事業所の使命やビジョンを明確にし、20の行動規範に従い、実践します。

くわのみな実施している福祉事業

相談支援センター… **指定・特定相談支援事業**  
くわのみ

障害者支援施設… 生活介護、施設入所支援事業  
くわのみ 短期入所事業  
日中一時支援事業

デリカ工房くわのみ…就労継続支援B型事業



相談支援センターくわのみ

障害者福祉の拠点・選ばれる事業所を目指して

開業は月・火・木・金・日曜日

(水曜と土曜はお休み 年末年始・お盆期間は除きます)

相談時間は 午前9時から 午後5時まで

電話：0594-29-3811

ファックス：0594-29-3812

〒511-0801 三重県桑名市今島1820 番地

Eメール [kuwanomi@oregano.ocn.ne.jp](mailto:kuwanomi@oregano.ocn.ne.jp)

ホームページ [http://www.geocities.jp/kuwanomi\\_hp/](http://www.geocities.jp/kuwanomi_hp/)

計画相談支援事業所 No. 2430100707

障害児相談支援事業所 No. 2470100187



していとくていそうだんしえんじぎょうしょ  
指定特定相談支援事業所

そうだんしえん  
相談支援センター

くわのみ





## 『計画相談』ってなに？

平成24年4月から障害者の法律が変わり、入所や通所などの福祉サービスを利用しようとするときは『サービス等利用計画』という書類を、市町村の障害福祉課に提出することが必要になりました。

自分で書類を作ることが難しいときは、指定の『相談支援事業者』に頼んで計画を作ってもらうことができます(⇒事業者は自分で都合のいい業者を選べます)。

この仕組みを『計画相談』と言います。

## 『サービス等利用計画』ってなに？



地域や施設にお住まいの方、施設や病院を出て希望する地域で自分らしい生活を始めたい方などが、福祉のサービスを上手に使って問題を解決することを専門の職員がお手伝いします。希望の生活が送れるように、必要な福祉サービスを組み合わせるために『計画』のことで。

## 『相談支援センター くわのみ』って？

みなさんの希望や目標、困りごとをお聞きし希望される生活が実現できるよう、いろいろな福祉サービスの利用を計画します。みなさんの意見や思いに耳を傾けながら、関係者や支援者と調整させていただきますための『相談支援事業者』です。

## ◆◆◆ どのような人が相談すればいいの？ ◆◆◆



『福祉サービスを使いたい方』です。

例えば・・・

- ・地域にお住まいで、困りごとをいろいろな人の支援や福祉のしくみを使って解決したい方。
- ・施設に入所していたり病院に入院していて、将来は地域で暮らしたいなと思っている方
- ・今受けている福祉のサービス(作業所や入所など)を使い続けたい方・・・などです。

## ●●● 『福祉サービス』ってなに？ ●●●

例えば、

- ・ホームヘルプサービス
- ・入所サービス(施設への入所)
- ・通所サービス(作業所や自立訓練施設へ通うこと)

などなど



※ 福祉サービス以外のこと…例えば医療に関することや、地域での居場所づくり、活動などの情報も提供できます。



## 計画相談のながれ

